意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	特定健診の保健指導における ICT を活用した遠隔面談
2. 既存の制	2008年4月より、医療保険者に対し内臓脂肪型肥満に着目した健診(特
度・規制等	定健診)及び保健指導の事業実施が義務付けられた。医療保険者が保健指
によってI	導対象者に対して行う動機付け支援と積極支援の双方では、初回面談にお
CT利活用	いて直接面談による支援が義務付けられており、情報通信技術(ICT)を
が阻害され	活用した遠隔面談を受けることは想定されていない。また、初回面談以降
ている事	に予定されている「6ヵ月後の評価」や「3ヵ月以上の継続的な支援」に
例・状況	おいても、遠隔面談は個別支援(直接面談)ではなく、電話支援とみなさ
	れ、診療報酬が低く抑えられており、遠隔面談普及の阻害要因となってい
	る。
	保健指導の実施者は、医師や保健師等の有資格者に限定されている。こ
	れらの有資格者は地理的に偏在しているが、現行制度下では、保健指導の
	実施者が不足している地域に在住する対象者が不便を強いられている。
3. ICT利	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省
活用を阻害	令第 157 号)第 7 条及び第 8 条
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. ICT利	特定保健指導の導入効果を早期に評価するとともに、ICTを活用した
活用を阻害	遠隔面談の有効性検証を国として実施し、その状況を広く公開することで、
する制度・	特定検診制度の改善を検討すべきである。この結果を踏まえ、初回面談に
規制等の見	おける遠隔面談や、初回面談以降の継続支援において、ICTを活用した
直しの方向	遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めるべきである。
性について	

の提案